

令和 5 年度

滑川町立小学校
スクールバス運行計画

滑川町教育委員会

1 スクールバス設置の目的

滑川町立小学校に通学する児童の登下校における安全確保及び負担軽減を目的とし、滑川町スクールバスの設置及び運行に関する条例(令和5年条例第5号)(以下「条例」という。)及び滑川町スクールバスの設置及び運行に関する条例施行規則(令和5年滑教委規則第6号)により、スクールバスを設置する。

2 スクールバス設置者及び実施主体

(1)設置者

スクールバスの設置者は、滑川町とする。

(2)実施主体

スクールバスの運行については、「滑川町教育委員会」を実施主体とする。ただし、条例第5条に基づき、適切な事業運営が確保できると認められる事業者等へ委託することができる。

3 スクールバス運行管理

スクールバスの運行管理は、以下の法令の定めるところによる。

- ①道路運送法(昭和26年法律第183号)
- ②道路運送車両法(昭和26年法律第85号)
- ③旅客自動車運送事業運輸規制(昭和31年運輸省令第44号)
- ④道路交通法(昭和35年法律第105号)

4 スクールバス運行内容等

(1)乗車対象者

- ①町立小学校に在籍する全ての児童を対象とする。
- ②通学距離が3km以上であり、かつスクールバスの乗車を希望する児童を対象とする。
- ③スクールバスの乗車を希望し、乗車対象となった児童について、原則、年度途中の変更は認めないこととする。

(2)乗車対象校

乗車対象校は、滑川町立小学校とする。ただし、乗車対象者の条件から、該当校は次に掲げる小学校である。

- ① 宮前小学校
- ② 福田小学校

(3)乗車対象地区

乗車対象地区は、乗車対象校の通学区域で通学距離が3km以上の児童が居住する地区とし、令和5年度については、次に掲げる地区となる。

- ① 宮前小学校
みなみ野地区、都地区、羽尾(十三塚、金光地、両家2、両家原2、蟹山)地区、
伊古(伊古上)地区
- ② 福田小学校
山田(山王、根岸、前谷中郷、西)地区、和泉(和泉上・和泉中)地区

(4)地区別運行形態とバスの種類

- ① 宮前小学校
 - ア)みなみ野・都・羽尾(十三塚、両家2、両家原2、蟹山)地区(以下、「みなみ野・都・羽尾方面」という。)➡大型バス2台にて定点運行
 - イ)羽尾(金光地)・伊古(伊古上)地区(以下、「金光地・伊古方面」という。)➡マイクロバス1台にて巡回運行
- ② 福田小学校
 - ア)和泉(上・中)地区(以下、「和泉方面」という。)➡マイクロバス1台にて定点運行

(5)運行経路及び乗降場所

- ① 宮前小学校
 - ア)みなみ野・都・羽尾方面
 - ➡乗降場所…森林公園駅南口：駅南口ロータリー指定の停留所
宮前小学校：文化財整理室跡地の北側の砂利駐車場
 - ➡運行経路…森林公園駅南口～宮前小学校
 - イ)金光地・伊古方面
 - ➡乗降場所…金光地：東金光地分譲地の指定の停留所
伊古：伊古集会所の指定の停留所
宮前小学校：文化財整理室跡地の北側の砂利駐車場
 - ➡運行経路…東金光地分譲地～伊古集会所～宮前小学校
- ② 福田小学校
 - ア)和泉方面
 - ➡乗降場所…和泉：三門館看板付近で指定の停留所
福田小学校：体育館脇駐車場
 - ➡運行経路…三門館看板付近～福田小学校

(6)運行日数等

- ① 児童が、登下校する全ての日を運行日とする。
- ② 登下校時の出発時刻は、標準時刻を学校と協議の上設定し、スクールバスを運行する。

- ③ 教育委員会と各小学校で協議の上、年間運行計画表、月別運行計画表を作成し、それに基づき運行する。学校行事等が実施され、全校児童が対象となる場合は、各行事に合わせた運行を行うものとする。

(7)登下校における乗車方法

- ① 登校時
- ・教育委員会と各小学校で協議の上、登校時乗車名簿を作成する。
 - ・通学班で集合場所から乗車場所まで移動し、添乗員が乗車名簿と確認し安全に乗車させる。
- ② 下校時
- ・教育委員会と各小学校で協議の上、下校時乗車名簿を作成する。
 - ・乗車場所へ学年単位で移動し、添乗員が乗車名簿と確認し安全に乗車させる。
- ③ 登下校共通事項
- ・スクールバスの乗車に関しては「滑川町スクールバス運行マニュアル」により、規定をする。

(8)添乗員の配置

各スクールバスに1名の添乗員を配置し、次の業務を行う。

- ① 乗車児童の確認等
- ア)登校・下校時は、乗車名簿に基づき、乗車児童を確認し乗車させる。
 - イ)下校時は、乗車場所まで児童を引率し乗車させる。
- ② 乗降中、乗車中における児童の支援及び安全の確保
- ア)児童が安全にバスに乗降、乗車できるように、支援、補助をする。
 - イ)児童の体調不良、児童同士のトラブルなど、必要に応じてドライバーに伝え、速やかに対応する。
 - ウ)登下校のいずれも最終降車地において、車内を必ず確認する。
- ③ スクールバス運行の補助
- ア)スクールバスの誘導、安全確認をする。
- ④ 保護者、学校との連絡・調整
- ア)登校、下校における乗車児童の確認のため、保護者、学校と連携を取り、欠席、遅刻、早退、学童利用などの児童の状況を把握し、安全管理に努める。
 - イ)渋滞又は道路状況等で遅延する場合は、速やかに学校へ連絡する。

(9)運行利用料

スクールバス利用者の保護者から、次のとおり利用料を徴収する。

- ①利用料は、月額単位で設定し、全員一律とする。
- ②利用料は、児童一人当たり月額 1,200 円とする。
- ③利用料は、年間11ヶ月分とし、8月分は徴収しない。
- ④要保護・準要保護世帯に該当する世帯の利用者は、申請により利用料を免除する。

(10)危機管理について

事故や災害などが発生した場合は、「滑川町スクールバス運行マニュアル」により、行動する。

5 その他

- (1) スクールバスの運行については、児童の転出入があった場合など名簿等随時情報の更新をし、それを教育委員会、学校と共有する。
- (2) 天候や災害等により急な変更がある場合は、バス通学の児童は学校に留め置き、スクールバスの手配や保護者による引き取りなどを検討し、安全な運行に努めるようにする。
- (3) スクールバスの運行は、より適切な運行を続けていくためにも、一定期間ごとの検証を行い、課題を明確にするとともにその解消に向けた見直しを図ることとする。